

令和 7 年第 1 回京丹波町議会定例会（第 4 号）

令和 7 年 3 月 2 5 日（火）

開議 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 6 号）

第 3 同意第 1 号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について

第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 5 議案第 1 号 京丹波町名誉町民条例の制定について

第 6 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 7 議案第 3 号 京丹波町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 4 号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 5 号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 10 議案第 6 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 11 議案第 7 号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第 12 議案第 8 号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 13 議案第 9 号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 14 議案第 10 号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 15 議案第 11 号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

- 第 1 6 議案第 1 2 号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 7 議案第 1 3 号 京丹波町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 1 4 号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 1 5 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 1 6 号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 1 議案第 1 7 号 第 3 期京丹波町子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 第 2 2 議案第 1 8 号 権利の放棄について
- 第 2 3 議案第 1 9 号 令和 7 年度京丹波町一般会計予算
- 第 2 4 議案第 2 0 号 令和 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 1 号 令和 7 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 2 号 令和 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 2 7 議案第 2 3 号 令和 7 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 4 号 令和 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 5 号 令和 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 3 0 議案第 2 6 号 令和 7 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 3 1 議案第 2 7 号 令和 7 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 3 2 議案第 2 8 号 令和 7 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 3 3 議案第 2 9 号 令和 7 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 3 4 議案第 3 0 号 令和 7 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 1 号 令和 7 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 2 号 令和 7 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 3 7 議案第 3 3 号 令和 7 年度京丹波町水道事業会計予算

- 第 3 8 議案第 3 4 号 令和 7 年度京丹波町下水道事業会計予算
- 第 3 9 議案第 3 5 号 令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 4 0 議案第 3 6 号 令和 6 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 1 議案第 3 7 号 令和 6 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 2 議案第 3 8 号 令和 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 4 3 議案第 3 9 号 令和 6 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 4 議案第 4 0 号 令和 6 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 5 議案第 4 1 号 令和 6 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 6 議案第 4 2 号 令和 6 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 7 議案第 4 3 号 令和 6 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 8 議案第 4 4 号 令和 6 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 9 議案第 4 5 号 令和 6 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 0 議案第 4 6 号 令和 6 年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 1 発委第 1 号 京丹波町議会基本条例の制定について
- 第 5 2 発委第 2 号 京丹波町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 3 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 山 | 崎 | 裕 | 二 | 君 |
| 2 番 | 山 | 崎 | 眞 | 宏 | 君 |
| 3 番 | 畠 | 中 | 清 | 司 | 君 |
| 4 番 | 伊 | 藤 | 康 | 二 | 君 |
| 5 番 | 居 | 谷 | 知 | 範 | 君 |
| 6 番 | 西 | 山 | 芳 | 明 | 君 |
| 7 番 | 隅 | 山 | 卓 | 夫 | 君 |
| 8 番 | 谷 | 口 | 勝 | 巳 | 君 |
| 9 番 | 山 | 田 | | 均 | 君 |

10番	東	まさ子	君
11番	松村	英樹	君
12番	森田	幸子	君
13番	梅原	好範	君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（25名）

町長	畠中源一	君
副町長	山森英二	君
総務部長	松山征義	君
健康福祉部長	木南哲也	君
産業建設部長	栗林英治	君
企画情報課長	堀友輔	君
総務課長	田中晋雄	君
財政課長	山内明宏	君
デジタル政策課長	田畑昭彦	君
税務課長	小山潤	君
住民課長	大西義弘	君
福祉支援課長	原澤洋	君
健康推進課長	西野菜保子	君
子育て支援課長	保田利和	君
医療政策課長	中野竜二	君
農林振興課長	山内敏史	君
商工観光課長	片山健	君
上下水道課長	村田弘之	君
会計管理者	谷口玲子	君
瑞穂支所長	豊嶋浩史	君
和知支所長	山内善史	君
教育長	松本和久	君
教育次長	岡本明美	君

学 校 教 育 課 長	宇 野 浩 史 君
社 会 教 育 課 長	西 山 直 人 君

6 欠席執行部（1名）

土 木 建 築 課 長	井 上 晴 之 君
-------------	-----------

7 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	樹 山 敬 子
書 記	山 本 美 子
書 記	松 谷 洋 二

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、早朝より傍聴大変ご苦労さまです。

本日の会議は、健康管理のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

井上土木建築課長から体調不良のため、本会議を欠席したい旨届出があり、受理しましたので、報告いたします。

本会期中に、各常任委員会並びに予算特別委員会が開催され、提出議案等の審査が行われました。

3月17日、交通網対策等特別委員会が開催され、地域公共交通について協議されました。

3月19日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議をされました。

また、同日、全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議決定内容の報告が行われるとともに、ハラスメント研修が行われました。

本日、本会議終了後、議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）》

○議長（梅原好範君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 令和6年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山崎君。

○1 番（山崎裕二君） おはようございます。

1 点質疑いたします。

住民税非課税世帯の給付及びこども加算ということですが、給付スケジュールについて、改めて確認をさせてください。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 給付のスケジュールでございます。3 月 7 日に初回の振込みを終えております。以後、1 週間に 1 回程度のスケジュールで支給を現在行っているところでございます。

また、支給の手続の終了ですが、令和 7 年 7 月 3 1 日までを予定をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9 番（山田 均君） 私もちっとお尋ねしておきたいんですが、今、1 週間に 1 回程度の支給ということでございますけども、現時点では対象となる 2, 1 4 0 世帯に対して何割ぐらいが支給済みになってるのか、伺っておきたいと思います。

あわせて、1 8 歳以下の児童に対する支給についても状況を伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 現在、把握しております対象世帯につきましては、2, 0 2 5 世帯でございます。このうち、今月の 3 月 3 1 日の支給見込みを含めまして、1, 9 4 3 世帯に支給が現在できている状況でございます。

また、こども加算につきましては、6 7 世帯を対象と把握をしております。うち、6 6 世帯に、同じく 3 月 3 1 日に支給ができる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより承認第１号を採決します。

承認第１号 専決処分の承認を求めることについて 令和６年度京丹波町一般会計補正予算（第６号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、承認第１号は、原案のとおり承認されました。

《日程第３、同意第１号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第３、同意第１号 京丹波町高原財産区管理委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより同意第１号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第１号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第１号は、同意することに決定いたしました。

《日程第４、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第４、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第5 議案第1号 京丹波町名誉町民条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第5 議案第1号 京丹波町名誉町民条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） この名誉町民条例において、第3条の顕彰等や第4条の待遇を付与することを提案していただいております。提案するに当たって、日本国憲法第14条第1項、法の下での平等及び同条第3項の栄典の授与は、いかなる特権も伴わないとする規定との趣旨に係る整合性について、行政実例なども出ていますが、どのような検証・整理を行っているのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 法令と条例の関係でございますが、双方の対象事項でありましたり、それから、規定の文言を対比するといったことも含めまして、趣旨でありましたり、目的でありましたり、内容であったり、効果であったり、こういったものを比較するなど、それぞれの矛盾点でありましたり、抵触の有無、そういったものも含めまして、検証する必要があるかというふうに考えております。

今回の名誉町民条例、本町の場合でございますが、本町の対応につきましては、直ちに法に抵触するといったところはないものと考えておりますが、これについてはその都度検証が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） 私もちっとお尋ねしておきたいんですが、1点は、近くの南丹市、亀岡市でも名誉市民条例を制定されておりますが、府下の市町村では、こういう条例を制定している市町村は何市町村あるのか伺っておきたいと思います。

それから、第6条で、この条例の施行に関して必要な事項は町長が別に定めるとありますが、規則で定める内容というのはどういう内容を考えているのか伺っておきます。

それから、名誉町民の選考というのはどういう場合に行うのか。今年、京丹波町は20周年を迎えるわけですが、そういう機会に名誉町民として選考して認定するということになるのかどうか、どういう場合に名誉町民として認定するのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 府下の対象市町村数でございますが、私が把握している限りでは3市ぐらい把握してます。南丹市、亀岡市、京丹後市、その3つを把握しております。

それから、規則の内容をお尋ねだったと思いますが、これについては常任委員会でも申し上げましたけども、町長が別に定めるという規定を設けておりますが、現在のところ規則を制定する予定はございません。

それから、選考方法でございますが、これにつきましては、その都度、議会に諮らせていただきたいというふうに考えておりまして、20周年があるから顕彰するとか定期的に行うといったことは考えていないというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

議案第 1 号 京丹波町名誉町民条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 6 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第 6、議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第 2 号を採決します。

議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 7、議案第 3 号 京丹波町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第 7、議案第 3 号 京丹波町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○ 9 番（山田 均君） 今回の提案理由の中に、情報公開制度及び個人情報保護制度の充実に資するため、所要の改正を行うということになっておりますが、どういうところが充実ということになるのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） これにつきましては制度を運用していく中で、これまでに課題であったところを整理をさせていただくということが一つでございますし、また、制度を運用する中で、これまで規定できていなかった、明確にするといった意味では充実していくというもので考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第 3 号を採決します。

議案第 3 号 京丹波町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 8、議案第 4 号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第 8、議案第 4 号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 今回の提案理由にあります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正ということで条ずれが起こったということで改正というように説明を聞いたわけでございます。新たに法律の一部が改正になったということは、新たな条項が入ったということだと思うんですけども、そのことで本町の住民に与える影響というのはないのかどうか、また、どういう内容の条項が追加をされたということなのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田畑デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畑昭彦君） ただいまご質問いただきました質問ですけれども、条例自体は変更ございませんので、何ら変わりはございません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 国の条例なので、それに基づいて条ずれが起こったということでございますけれども、当然、国の条例も影響を受けるわけでございますけれども、追加された条例というのはどういうものか、分かっておればお尋ねしておきたいということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田畑デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畑昭彦君） 法律の変更点でございますけれども、まず、マイナンバー法がマイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載が可能となったため、法律改正されたものです。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

議案第4号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第5号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第5号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、民間企業法律に伴う法律改正に併せて、地方公務員法も改正をするということですが、育児に関しまして、免除の範囲を3歳に満たない子の養育から小学校就学の始期に達するまでの子の養育というふうに拡大するという内容になっております。災害等による臨時の勤務を除くということは変わっていないわけなんです、京丹波町職員においても中途採用などで、例えばひとり親家庭の方とかいらっしゃいますし、育児でなかなか災害時にも出にくいといった職員とかも分かっていることだと思います。そういったケースから、例えば何号動員という形があるかと思うんですが、動員を1号下げるとかそういった対応も現実的には考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思ったりいたしております。そういったことに関しまして、今回の条例の改正の中にありませんが、こういった検討状況にあるのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 災害動員の関係でございますが、これにつきましては、今議員がおっしゃいましたように災害の動員計画の中では、職責とかそういったものによりまして、

1号動員もしくは2号動員、そういった形で配置をしております。特に育児の状態にあるとか、介護の状態にあるとか、そういったところについては、例えば動員の号を3号もしくは4号、そういった形で配慮しているということでございますが、これにつきましては災害の規模にもよりますので、一応、職員として動員の体制を取っていただくという前提の下に、そういった配慮を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 一定の基準は必要だと思うんですが、例えば、災害動員があるということが分からない状態で中途採用に応募して、後からそうだったのかということがあるといったケースもあるようですので、そういったところも開示した状態で採用試験を行うであるとか、また、一般質問でもありましたが、町長に提案しておきますが、ランチミーティングなどで、そういった職員がいるとかいないとかの話もランチミーティングの中で把握できる機会になると思いますので、ぜひそういった場も持っていただきたいというふうに提案しておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

議案第5号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、旅費の額の中で、宿泊料が甲地方において1万3,100円から規則で別に定めるといふ形になるかと思うんですが、甲地方、特に東京へ行く場合、1万3,000円ではとても泊まる場所が見つからないというような状況にある中で、ようやく国家公務員の旅費の改正に併せてといった形になるかと思うんですが、今現在、東京の出張に係る旅費として、特別職、一般職と、大体どれぐらいの宿泊料がかかっているのか、分かれば答弁ください。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 実勢価格というものはこちらのほうでは把握をしておりますが、現状が議員がおっしゃったように1万3,100円、これは特別職でございますが、一般職ですと1万800円ということになっております。これが今回の改正によりまして、4月以降の出張については、特に東京で申し上げますと、1万9,000円というふうに考えておりまして、この改正によりまして、特別職と一般職と金額の差を設けるという予定は今のところないということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

議案第 6 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 11、議案第 7 号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第 11、議案第 7 号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第 7 号を採決します。

議案第 7 号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 12、議案第 8 号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第 12、議案第 8 号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1 番（山崎裕二君） 先ほど職員のところで聞こうと思っていたんですが、会計年度任用職員と併せて聞きます。地域手当4%を支給するという事になった場合、年間でどれぐらいの人件費増になるのか、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 地域手当の純粋の額で申し上げたいと思います。特別職については年間92万7,000円でございます。それから、一般職で言いますと、正規職員ですが、4,500万円程度でございます。それから、会計年度任用職員でございますが、420万円程度ということになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9 番（山田 均君） いつの時点にするかということもありますが、フルタイムの会計年度任用職員というのは何名になるのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 予算ベースの数字で申し上げますが、36人ということになっております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第9号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議案第9号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第10号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第14、議案第10号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1 番（山崎裕二君）　今回、子ども・子育て支援法が第73条、第74条、第75条、第76条と削られて、条ずれが起こったことによって、第72条第1項になったことを受けた改正とかもありますが、これはいつ改正があったのか。放置していたということになるかと思うんですが、こういった条ずれとかが起こったときの修正のタイミングというのは何か決まり事があるのかどうか、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君）　保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君）　今回、条例を改正することになりました上位法の改正の時期でございますが、子ども・子育て支援法が令和5年4月1日施行の法改正でございました。条例で引用している法律に改正があった場合につきましては、当然、法律の改正に併せて本町の条例も改正する必要がありましたが、今回改正ができておりませんでした。今回遅れての条例改正となりましたが、当該条例の審議会の委員さんには、子ども・子育て支援法に基づく組織であることや所掌事務について説明をさせていただいておりますので、ご理解もいただいておりますので、影響はなかったものと考えておりますが、今後このようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君）　ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9 番（山田　均君）　新旧対照表で、今回、第3条の組織の関係の（1）で、これまで子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者ということになっておったのが、改正としては、こども施策に関する事業に従事する者ということになったわけでございます。旧と新を見比べた場合に、民間団体から選考するということも説明であったんですけども、当然、これまでも、関する関係団体から推薦ということで、民間団体からも選考できたと思うんですけども、この違いというのはあるのかどうか伺っておきたいということと、全体で20人以内ということになっておりますが、民間団体から選考するという場合には何名程度を考えているのか、伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君）　保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君）　今回、こども基本法第13条には、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならないということになっております。今回、こども計画を策定するに当たりまして、具体的には、民間団体の方も入っていただきまして、行政と一体となってこども施策を検討していくといったことを考えております。

具体的には、民間団体にどのような方に入っていただくかというのは決定はしておりませんが、想定している委員としましては、フリースクールでありましたり、放課後デイサービスの事業者のほか、就労支援、婚活支援などを行っている団体など、所管課とも協議しながら就任について依頼してまいりたいと考えております。

20人以内ということになっておりまして、その中でどれぐらい増えるかというのは、その範囲内でまた今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第11号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第15、議案第11号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 今回の改正は、老人医療費助成に関わるものであります。現在、6

5歳以上70歳未満の方で所得税非課税の方を対象に、医療機関を受診した場合、医療費の一部を助成し、非課税の方には2割負担となる制度であります。今回、2024年度の税制改正で3万円の定額減税があったために、この減税によって非課税になった方がおられます。そういった方を今回の条例では制度の利用から外すというものでありますけれども、京都府の補助金もある中で、府下一斉に同じ条例改正がされていると思うんですけども、どういう理由で定額減税3万円を加味しないということになっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 理由でございますけれども、今回の定額減税につきましては、税の負担能力の定義を変更するものではないこと。また、定額減税を加味することとなりましたら、収入の高い世帯も要件を満たすこととなりまして、従来の対象世帯及び定額減税の終了後の対象世帯との合理性を欠くことなどから、こうした改正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君） それでは、議案第11号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

今回の改正は、老人医療費助成に関わるもので、現在、65歳以上70歳未満の方で、所得税非課税世帯の方を対象に、医療機関を受診した場合、医療費の一部を助成する制度があり、医療費の自己負担が2割になります。

2024年度の税制改正で所得税1人当たり3万円の定額減税があったために、通常なら所得税が課税されている方でも3万円の税額控除による減税により非課税になった方がおられます。そういう方を制度利用から外すという今回の条例改正であります。

府内の市町村が統一して改正がされるという説明がありましたけれども、生活が苦しい状況の中、実施できることは、今実施すべきであることを指摘をして反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第 11 号を採決します。

議案第 11 号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 16、議案第 12 号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第 16、議案第 12 号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○10 番（東まさ子君） 地域包括支援センターには保健師、社会福祉士、主任介護支援員の 3 職種の専門職員において実施がされているところであります。今回の条例改正では、1 つは、常勤換算という説明がありました。それから、これまで 1 つの包括支援センターに 3 名の職員が就いて仕事をされていたわけでありすけれども、今回、2 つの地域を 1 つにまとめて、その地域ごとに 3 職種の専門員がそれぞれ最低 1 人でも可能になるというふうな説明であったと思いますけれども、もう少し詳しく、常勤換算についてもどういうことなのか。2 つの点についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） まず、1 点目の常勤換算でございますが、ご質問にありました 3 職種、例えば保健師であれば、保健師の資格を有する 2 名の非常勤の職員が常勤の職員

が勤務すべき時間数を勤務することで、基準を満たす配置とすることができるという内容でございます。

第2項に係ります複数の地域包括支援センターの合算で配置が認められるというものでございますけれども、およそ6,000人までの第1号被保険者がいる地域におきましては、その3職種を1名ずつ配置するというのがこれまでの基準でございましたけれども、例えば、2か所のセンターを設置しておりましたところで、1か所には2職種のための配置、もう1か所に3職種を2名配置、そういった形でも配置が認められるという改正でございます。

第2項の改正につきましては、以上のような内容でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） これによって例えば介護認定などが遅れたり、相談者や利用者の利便性の低下などを招くことはないのか。それから、総合的に考えたら職員が減ることにはならないのか。3つの点についてお聞きします。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 本町の現状でございますけれども、1つのセンターに3職種を常勤で配置をしております、その状況が現在原則の基準となっておりますので、ご質問にありましたような影響は受けないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

議案第12号 京丹波町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び京丹波町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第１２号は、原案のとおり可決されました。

《日程第１７、議案第１３号 京丹波町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第１７、議案第１３号 京丹波町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第１３号を採決します。

議案第１３号 京丹波町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第１３号は、原案のとおり可決されました。

《日程第１８、議案第１４号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第１８、議案第１４号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○ 9 番（山田 均君） 今回の改正については、新旧対照表を見比べてみますと、布設工事監督者なり水道技術管理者の資格の関係、これまでよりも緩和をされるといいますか、そういう内容になっておるわけですが、特段、現場において不十分なこと、問題が起きるとかそういうことはないのかどうか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） 現場におきましては、不十分なことは起こらないというふう
に考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第 14 号を採決します。

議案第 14 号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 19、議案第 15 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第 19、議案第 15 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

議案第15号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第16号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第20、議案第16号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番(山崎裕二君) 退職報償金の支給に関しまして、勤続年数で35年以上というのを新たに設けるということですが、現に35年以上勤続いただいている消防団員の数及び30年以上35年未満の消防団員の数をお示してください。

○議長(梅原好範君) 田中総務課長。

○総務課長(田中晋雄君) これは令和7年度に退職をされた場合に、令和8年度にお支払いをするという仮定で、35年以上の人数につきましては22人ということになっておりますが、申し訳ないんですが、30年以上の勤続年数の数字については今持ち合わせておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 今、35年以上、22人ということでございますが、現在の消防団員の方で、一番最長は、40年の方とかそういう方はおられるのかどうか。一番最長で消防団員としてお世話になっている方、分かればお尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） はっきりした人数はちょっと分からないわけですが、40年以上の方はおられると思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

議案第16号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第17号 第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画の策定について》

○議長（梅原好範君） 日程第21、議案第17号 第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 事業計画書の中の44ページであります。乳児等通園支援事業ということで、こども誰でも通園制度というのが計画に上がっております。これは、認定こども園等に入所していない3歳未満の乳幼児に適切な遊び、また生活の場を与えるとともに、乳幼児とその保護者に対して面談や子育てについて情報提供、助言その他の援助を行う事業とあります。計画では1か所ということになっておりますけれども、これは認定こども園でこの事業を行う予定にされているのか。それとも、また新たなところで予定されているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君） 今回新たにこども誰でも通園制度というのが令和8年度から開始される見込みでございます。実施場所については、認定こども園を予定しております。以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 認定こども園では児童福祉法と保育指針に基づいて、子どもたちの健康状態に気をつけながら朝から受け入れて、1日を通して年齢や発達に合わせた遊びや活動、生活などの体験を通して、子どもの成長の援助を日々行っております。

しかし、このこども誰でも通園制度によって、毎日通園をしている在園児の集団の中に、日替わりで新しい子どもたちが入ってくことで、保育士と子どもたちの関係というのはどうなるのか。在園児にとっても保育士にとってもどういうふうになるのか。ストレスにならないかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君） こども誰でも通園制度ですけども、こども園に入園していないお子さんをお預かりするということですので、やはり体制整備というのが重要となってきます。保育教諭、非常に人材確保につきまして課題となっている中でございますけれども、今回、こども誰でも通園制度なんです、受け入れる時間が一定決まるようでして、今の試行的な段階では1人月10時間以内であったり、さらには受け入れる園でも受け入れる日を指定して、それによって予約をしていただいて通園していただくというようなことにもなるようですので、まずは人材確保のあたりをしっかりと体制整備を行いまして、令和8年度のスタートに向けて尽力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畠中君。

○3番（畠中清司君） ただいま審議中の議案第17号 第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画の策定について、賛成の立場から討論を行います。

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした第2期京丹波町子ども・子育て支援事業計画を策定し、この計画は「子育てをみんなで育む地域の輪」を基本理念とし、“かかわり愛（合い）、かまい愛（合い）、つながり愛（合い）”をキャッチフレーズに、京丹波町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現とあり、主な成果として、保育所や幼稚園の定員増加と施設の改善が行われ、待機児童の減少や保育士の研修や支援体制の強化により、質の高い保育が提供され、幼児教育・保育の充実となり、地域の子育て支援センターや親子サロンの利用が増加し、親同士の交流や情報共有が活発になり、地域のボランティアやNPOとの連携が強化され、子育て支援の幅が広がるなど、子育て支援ネットワークが構築され、地域イベントやワークショップの開催により親子で楽しめる活動が増え、子育てに関する相談窓口の充実により、親の悩みや不安に対するサポートが強化されました。これらの成果により、京丹波町では子育て環境が大きく改善され、地域全体で子どもたちを支える体制が整いました。

第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画では、新たに“つたえ愛（合い）”を重要なキーワードとして加え、みんなで子育てするまちづくりを進めていくとされています。地域全体で子育てを支えるためのネットワークをさらに強化し、地域住民やボランティアの協力、地域イベントや交流の場を増やし、親同士のつながりを深めるなどの地域コミュニティの強化や、子育て家庭の経済的・心理的負担を軽減するための支援策を充実、保育所や幼稚園の利用しやすさを向上させ、待機児童問題の解消を図るなど子育て家庭の負担を軽減、子どもや家庭の多様なニーズに対応するため、柔軟な支援体制を整え、多様なニーズへの対応、コロナ禍での経験を踏まえ、保育・教育の提供方法を見直し、デジタル技術を活用した支援体制の構築、感染症対策を継続しつつ、子どもたちの健やかな成長を支える環境づくりなどポストコロナ時代への対応、今後、さらなるよりよい子育て環境を提供し、地域全体で子ども

たちを支える体制を強化していくことに期待して、第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画の策定について、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

議案第17号 第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第18号 権利の放棄について》

○議長（梅原好範君） 日程第22、議案第18号 権利の放棄についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 今回、提案になっております権利の放棄についてであります。議案でもありますように、瑞穂農林株式会社を解散といいますか、そういうことによって、本町が出資しております債権を放棄するというようなことになるわけでございます。いろんな資料や説明も伺ったわけですが、瑞穂農林も第三セクターとして運営をしておるわけでございますけども、第三セクターということで国からの補助金も受けて事業が実施されてきました。今回、第三セクターを解散して、権利を雪国まいたけに会社そのものの経営を任ずということになるわけですがけれども・・・

○議長（梅原好範君） 山田議員、一旦お座りください。

質問の趣旨を明確に発言いただきますようお願いします。

山田君。

○9番（山田 均君） ちょっと経過を言ったので、申し訳ありません。

現在の残存価格として7,500万円余りがある。それ以外に330万円あるということなんですけども、結局、会社経営が継続しないと、残額を町が負担をせんなんということになるわけで、そういう関係から行きますと、今後、町と会社との関係はどうなるのか。経営

状況も、残金の関係から言うと経営がうまくいくということが非常に大事だと思うんですけども、町としては会社との関係はどういう関係になるのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 第三セクターは解散をすることにはなるんですけども、今議員からありましたように、国の補助金を活用して施設の整備をした経緯もございまして、一旦、事業譲渡はするわけでございますけれども、まだ補助金を活用して整備をしたものの残存簿価も残っている施設もございますので、引き続き、国からの補助を活用した条件として、国に対しても経営状況の報告を毎年するような義務が課せられると聞いております。こういったこともありますので、引き続いて雪国まいたけと経営状況というのも十分確認し合っていくというようなことはしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 一応、法的には権利というそのものがなくなるわけで、会社との関係でいきますと何か覚書書とか協定とかそういうものを結んで、今後とも会社との関係を町としても関わっていくということになるのかどうか、そういうことまで考えているのかどうか。それが当然必要だと私は思うんですけども、その点を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 取決めににつきましては、雪国まいたけと町と森林組合、今それぞれ第三セクターで出資してます出資者三者で合意書というのも締結をして、取決めでして今後していくというようなことでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 取決めというのは覚書書なのか協定なのかということと、その内容に今申し上げましたような今後の会社の経営状況をしっかり報告を受けるとか、そういうことも含めた内容は当然あるべきだと思うんですけども、考え方を伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 締結するものとしましては合意書でございまして、その中に、雪国まいたけ、町、森林組合についても、引き続き、本事業の運営につきまして、継続については最善の努力をするというようなことで、引き続き、関わりを持っていくというような内容も記載した合意書というのも締結をするものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

議案第18号 権利の放棄についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第19号 令和7年度京丹波町一般会計予算～日程第38、議案第34号
令和7年度京丹波町下水道事業会計予算》

○議長（梅原好範君） 日程第23、議案第19号 令和7年度京丹波町一般会計予算から、
日程第38、議案第34号 令和7年度京丹波町下水道事業会計予算を一括議題とします。

16件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

東委員長。

○予算特別委員会委員長（東まさ子君） それでは、去る3月14日及び17日に開催をいたしました予算特別委員会の審査結果について報告をいたします。

なお、この委員会につきましては、皆さん委員としてお世話になりましたので、審査の経過、内容につきましては、ご承知いただいておりますので、省略をいたしまして、審査結果のみを報告させていただきます。

それでは、朗読をして報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告をします。

事件の番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議案第 19 号 令和 7 年度京丹波町一般会計予算、原案可決。

議案第 20 号 令和 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第 21 号 令和 7 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第 22 号 令和 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第 23 号 令和 7 年度京丹波町土地取得特別会計予算、原案可決。

議案第 24 号 令和 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案可決。

議案第 25 号 令和 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案可決。

議案第 26 号 令和 7 年度京丹波町須知財産区特別会計予算、原案可決。

議案第 27 号 令和 7 年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案可決。

議案第 28 号 令和 7 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案可決。

議案第 29 号 令和 7 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案可決。

議案第 30 号 令和 7 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案可決。

議案第 31 号 令和 7 年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案可決。

議案第 32 号 令和 7 年度国保京丹波町病院事業会計予算、原案可決。

議案第 33 号 令和 7 年度京丹波町水道事業会計予算、原案可決。

議案第 34 号 令和 7 年度京丹波町下水道事業会計予算、原案可決。

なお、お手元にも議長宛て送付いたしました委員会審査報告書を配付いただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

議案第 19 号 令和 7 年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○9 番（山田 均君） ただいま提案されております議案第 19 号 令和 7 年度京丹波町一般会計歳入歳出予算に反対の立場から討論を行います。

令和 7 年度京丹波町一般会計予算は、畠中町政 1 期目の最後の 4 年目の予算として、前年度比で 17.7% 増の総額 132 億 2,000 万円、まいた種が実を結ぶ仕上げの予算として、過去最大の大規模予算を提案されました。

令和5年度、幸せのまちづくりへの見える化予算、昨年の令和6年度は、幸せのまちづくりが芽吹く予算と位置づけて提案をされてきました。そして、まちづくりの方向を「みんなで元気・希望・笑顔のあふれる京丹波町に」を基本理念とした3つの柱を掲げて取り組んできたとして、本年度の当初予算を提案されました。

少子高齢化と人口減少が進む本町のまちづくりの方向をデジタル化とタウンプロモーション戦略として、京丹波町の特徴や魅力、資源を広く総合的にPRすることで、町の知名度アップや注目度を上げること、交流人口や関係人口の増加を畠中町政のまちづくりの目標として推進することを中心にした予算と言えます。もちろんこれまでの課題への取組も予算化されていますが、デジタル化とタウンプロモーション戦略を町政の中心に据えて、幸せのまちづくりが芽吹く、そして、まいた種が実を結ぶ仕上げの年と位置づけていますが、交流人口や関係人口の増加が目的になっています。町の主役は町民です。

畠中町長は、当選直後の取材で、人口減少や過疎化などへの切迫した危機感が山間部の有権者に伝わり、評価されたのではないかと勝因を述べられています。また、町の将来像は、子どもとお年寄りが安心して暮らせる町にする。農林業が基幹産業としての重要性を増すことができるよう魅力が引き出される町にしたいと述べられています。この思いを町政推進の基本にすべきです。

高齢化率が45.5%の京丹波町で、町政のデジタル化とタウンプロモーション戦略として横文字で表示して、町外にアピールして知名度を高めようとされていますが、令和7年度予算を、まいた種が実を結ぶ仕上げの年と位置づけされていますが、そこには子どもとお年寄りが安心して暮らせる町にする、町の将来像として表明された思いが見えてきません。人間らしい温かさを大切に、住み続けたい町、住んでよかった町、住みやすい町になるよう、先を見据えてしっかり舵を取っていくべきです。

令和7年度当初予算の概要では、1つ目の健やかで幸せな食の町では7つの事業で2億1,884万9,000円。2つ目の教育と子育ての町では9事業で4億5,758万2,000円。3つ目の人のふれあいを感じる町では10事業で8億8,663万3,000円で、重点施策の事業は15億6,306万4,000円となっています。性質別支出では、投資的経費の普通建設事業費が前年度比で1.9倍、9億6,767万2,000円増の20億8,485万7,000円と大幅に増加をしています。そのため、財政調整基金を前年度の1億円増の5億9,500万円取り崩して、残高は過去最低の5億6,800万円となる見通しです。町長の任期中に起こった局地的激甚災害には何の支援もしていないのに、投資的経費として多額の基金の取崩しには住民は理解と納得はできません。今後の維持費、借金返

済が町民の暮らしに大きな影響を与えることは明らかです。投資は必要最低限にすべきです。

財政問題で、ふるさと納税について、本町は一旦基金に積み立てて、次年度に取り崩して寄附者の意向に基づいて予算化をしています。令和7年度予算では基金の積立てを4億円とし、返礼品や企画運営の委託料、システム使用料、広告料、通信運搬料で2億743万9,000円を一般財源から充当しています。4億円のふるさと応援寄附金を集めても、実際は1億9,231万円が実質使用できる寄附金であることを踏まえ、予算編成をすべき点を指摘するものです。

今、町政に求められるのは、自治体が果たすべき役割である町民の暮らしを高め、子育て支援や高齢者対策に重点的に取り組むべきです。町長の施政方針に基づく当初予算について、次の点を指摘するものです。

主要事業の1つ目の健やかで幸せな食の町では、2点について指摘するものです。

1点目は、健幸のまちづくりは「こころとからだを健康に」と総合健診で疾病の早期発見に努めるとしています。私は、高齢化率の高い本町で認知症の要因にもなる加齢性難聴への対策として、検診項目に加齢性難聴検査を求めてきました。町長は、「きこえと補聴器の相談会」の活用をしていただきたいとの見解ですが、加齢性難聴が認知症の要因としての認識が不十分ではないのですか。加齢性難聴は日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな要因となっています。聴力低下は気づきにくく、耳が聞こえないことが社会参加や働く上での大きな障害になっています。施政方針では、高齢者をはじめ、町民誰もが生き生きと住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるように健康寿命の延伸を図るとしていますが、認知症のリスクを抱える加齢性難聴者は置いてけぼりです。対策をしっかりと取り組むことを指摘するものです。

2点目は、畑川ダム周辺整備事業として、地域住民の交流と地域振興の拠点づくりとして約2万平米の広大な面積に丹波くりの整備が提案されていますが、住民合意の上で、維持管理費用や地元に過大な負担をかけない事業とすることを強く求めるものです。

主要事業の2つ目の教育と子育ての町では、2点を指摘するものです。

1点目は、教育と子育ての町として、放課後児童健全育成事業として利用希望者が増加する中でも安定かつ持続可能な運営体制を確保するため、ノウハウを持つ民間業者に運営を委託し、放課後児童クラブを運営するとしています。効果として、時間の延長、学校休業中の昼食提供、レクリエーション体験などメリットとしています。指導員の確保や待遇の問題、子どもに接する指導員が頻繁に代わることはないのかなど子どもに与えるデメリットはないのか。こうした課題や問題意識を持った対応を求めるものです。

2点目は、小学校一般管理事業で、各小学校熱中症対策として大風量移動式スポットエアコン導入の予算化がされています。当然必要なものです。小中学校の体育館は、二次避難所として指定されており、国が導入への交付金を期限を切って推進しているときに、避難所として使用することを想定してエアコンを導入すべきであることを指摘するものです。

主要事業の3つ目の人のふれあいを感じる町では、5点について指摘するものです。

町の魅力を広げるため、タウンプロモーションをキーワード「GREEN GREEN」を掛け声に町内外に情報発信を行い、つながりの輪を広げますとして、総額8億8,663万3,000円の多額の税金を投入する予算が提案されています。

1点目は、グリーンランドみずほ管理運営事業に7億108万7,000円の大きな投資が提案されています。他の道の駅との差別化や消費者ニーズの多様化、状況の変化に対応するために持続可能な地域振興拠点を目指すとしていますが、食堂や売場面積の拡張は、民間業者の要望に沿ったものなのか。住民の要望に基づくものなのか。地元の農産物の出荷は十分に確保できるのか。生産者の育成なしには地元農産物の確保はできない状況で、建物が完成しても地元の特徴が生かせないことを指摘するものです。もっと住民と一緒に考えて取り組むことを大事にすべきです。身の丈に合った規模と内容にすべきです。

2点目は、宿泊交流拠点施設「みずほガーデンロッジ」の運用では966万円で、ガーデンロッジでの滞在と交流による地域の活性化に向け施設の運営を行うとしています。今、本町は、農業の担い手の高齢化で後継者対策は待ったなしの状況にあります。様々な分野の多才な人材が活躍する拠点とするのではなく、農業分野に絞って取り組むべきです。地域は、せっぱ詰まった状況にあることを町長は認識すべきことを指摘するものです。

3点目は、持続可能で豊かな地域創造事業では5,906万3,000円で、デジタル技術の導入による町民と関係人口に対する総合的サービスの向上を進めるためデジタル地域通貨を運用するとしています。町内の商店街の状況は、高齢化と後継者不足で縮小傾向にあります。そのため、扱う商品も以前より少なくなってきました。結局、デジタル通貨の利用者は、道の駅、コンビニ、スーパー、ホームセンターなどになり、デジタル地域通貨を使用する住民も限定されるのではないかと。小売店のメリットは何か。また、町の支援は何年間できるかなどの不安や指摘もあります。デジタル地域通貨の導入についても、関係住民などとの協議や検討を十分行って判断すべきです。この点も指摘するものです。

4点目は、プロモーション戦略推進事業では1,742万8,000円の予算で、様々な外需獲得、移住者増、観光客増、ふるさと納税増などに向けた実証的な取組として、タウンプロモーション・アクションプランを実行としています。また、FROM京丹波推進事業で

８３４万７，０００円、京丹波ファンクラブ事業で５０７万７，０００円、想いでつながるコミュニティ推進事業で１９５万円を合わせて、３，２０８万２，０００円が予算化されています。主要事業の中のふれあいを感じる町では、交流人口・関係人口の増加に重点を置いた予算となっており、町民とのつながりの場を広げることにはなっていないことを指摘するものです。

５点目は、みんなで祝う合併２０周年記念事業に１，７０４万４，０００円を予算化しています。町民の皆さんは、合併してよかったと思っている人は少数です。イベントで祝うのではなく、町民の暮らしへの支援、安心安全のためのお金を使うべきです。周辺部での暮らしは大変です。例えば、全職員による全戸訪問をして、アンケート調査をして町民の生の声を聞く、町民と正面から向き合うことも必要だと考えます。また、暮らしを支える交付金の支給とか、防犯カメラの配布とか、火災報知機の配布など町民がよかったと思える事業を取り組むべきと考えます。イベントや記念式典などで祝うのではなく、町民みんなが合併２０周年の節目の年として、さらに２０年、３０年と京丹波町が続いていく希望と夢がある取組をすべきことを指摘するものであります。町民の思いにもっと寄り添うべきです。また、みんなの町拠点プロジェクト事業では、建物全体の改修の必要性がないのか、そういった内容についても検討が必要である点も指摘しておきます。

今、本町に求められているのは、子育て世代への支援をさらに前に進めること、高校生の医療費助成の現金給付を本町でも実施すべきこと、また、学校給食や保育所の費用など子育て世帯への負担軽減にもっと取り組むべきです。お金の使い方を変えれば十分に実施できます。本当に必要と考えれば、最優先に予算化すべきです。このことを強く求めるものです。

また、農業後継者、担い手確保は地域を存続させることです。地域は待ったなしの状況にあります。後継者対策室を設置して、最優先で取り組むべき課題です。人口減少は周辺部ほど進んでいます。もっと周辺部と町民の暮らしに目を向けるべき、この点を強く指摘するものです。

また、国の臨時交付金を活用した耕種農家への支援金は、町の特産となっている枝豆栽培農家も夏の高温による被害を受けており、種子代などを対象に支援をすべきことを指摘するものです。

政府自民党は、原発推進に舵を切りました。大飯原発から３０キロ圏内に位置する京丹波町です。福島では、いまだにふるさとに帰還できない状況にあります。原発はトイレのないマンションと言われるように、燃料棒の最終処分の方法も見つかっていません。人類とは共存できないのです。町長は、住民の不安解消、命を守る責任があります。きっぱり原発は廃

炉にすべきと表明することを求めるものです。電気は原発が稼働しなくても十分に賄えることは実証済みです。自然エネルギーをもっと活用すべきです。令和7年度の予算には、住民要望も予算化されており、前進面は当然評価するものです。地域の宝「人材・文化財等」の取組も重要です。特に、須知小学校の校舎は、歴史的にも文化的にも大きな価値があるものです。もっと目を向けるべきです。今大きな問題になっている環境保全公社の放流水から有機フッ素化合物であるP F A Sが検出された問題は、施設の直下流の猪鼻区民の不安解消に町が責任を持った対応をすることを強く求めるものです。

以上、畠中町政の町政運営の課題、問題点を指摘して反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○7番（隅山卓夫君） 私は、畠中町政を強く支持・支援するものの1つとしまして、議案第19号 令和7年度京丹波町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

令和7年度は、畠中町政1期目の最終年度となり、1つ目の柱「健やかで幸せな食の町」、2つ目の柱「教育と子育ての町」、そして、3つ目の柱「人のふれあいを感じる町」の着実な実現に向け、ステップアップ型デザイン思考を導入され、町民の皆様にも分かりやすく、説得力のある予算編成では、1年目のスタートアップ、2年目の見える化、3年目の芽吹く、そして、4年目は実を結ぶ予算としまして、1期4年を結実させる過去にない大型予算となっております。そして、人口縮小を受け入れながら、顕在化した新たな課題や多様化する町民ニーズに的確に対応するため、本定例会における冒頭の施政方針の中で、これからの町政は夢と希望を持って積極的に多面的に展開し、町のあるべき姿を整え、安定した町政の実現で、発展への第2ステージへと途切れることなく歩みを進め、次代に引き継ぐ責任を果たしていきたいと宣言をされ、本町の未来を見定めた強くて自信あふれる予算編成で、町の魅力増進に向け、住民ニーズと一体感を持って全力を尽くしていくという力強い決意を表明されたところであります。

そのような中で、今議会に提案されています令和7年度京丹波町一般会計予算につきましては、過去最大規模となる総額132億2,000万円、対前年度比17.7%増額の積極的かつきめ細かな予算編成となっております。このように予算規模が大きくなった理由としては、私は5つの施策に注目をしております。

1つ目は、順調な伸びを示しておりますふるさと応援寄附金事業のさらなる高みを目指す運用経費に積立金を含め6億752万9,000円。

2つ目は、本町の南玄関口であり、重要な誘客施設でありますグリーンランドみずほにつ

いては、ゴルフ場利用者のさらなる利用頻度を醸し出し、大阪方面より瑞穂インター利用者を引きつける魅力のある施設へと転換するための施設改修工事に6億470万5,000円であります。

そして、3つ目は、本町には保護者の方が働きながら安心して子育てができる環境を提供するため、3つの放課後児童クラブ「のびのび児童クラブ」を設置しておりますが、のびのび児童クラブ2組の施設の老朽化への対応が早くから指摘されておまして、令和8年4月の開業を目指し施設整備がされます。また、放課後児童クラブ支援員や補助員の確保が大変難しく、有資格者となるとなおさらであります。また、フルタイムで働く保護者のライフスタイルとずれが生じ、働くことが困難となるなど、施設設置側と利用者側において課題があります。それらを解消するため、本年4月から民間に委託するための健全育成事業費として、施設整備費と合わせて1億2,018万円。

4つ目は、人材育成による持続可能なまちづくり事業、須知高校活性化事業であります。1,735万1,000円は、今回特筆すべき予算計上であります。現在、国において、2026年から高等学校授業料の無償化が実施をされます。私立高校の優位性がますます高まりますことから、公立高校の存立の危機が考えられます。魅力ある須知高校として、特徴的な教育の質をどう高めて生徒数の確保につなげていくのか、そして、地域住民からしっかりと後押しが得られるなど、地域になくてはならない存在と選ばれる必要な学び舎とする必要があります。

5つ目は、合併20周年記念事業1,740万4,000円については、町民のさらなる愛着の醸成や域内の魅力の発見で、地域活性化のためのシビックプライドの醸成にもつながる節目のイベントとして、私は必要最小限に留められることを望むものであります。

これらの合計予算額は13億6,716万9,000円であります。これを予算総額から差し引きますと118億5,283万1,000円となり、前年度と比べまして6億1,983万1,000円の減となり、令和6年度予算並みの規模となる予算編成であると言えます。そして、本年度、予算の財源であります。国府補助金20億8,364万2,000円の取付けや過疎債など有利な地方債借入金13億8,410万円、基金取崩しが14億7,634万7,000円で、自己資金であります、いわゆる一般財源からの支出は1,848万9,000円であり、新庁舎、認定こども園整備の本格的な償還金の開始など、財政を圧迫する状況を勘案しながら努力をされたものと考えます。もちろん、財源の確保につきましては、優秀な職員の調査研究や折衝能力によるものでありまして、大いなる敬意を申し上げたいと思っております。

地方債 13 億 8,410 万円の借入れによる後年度の影響は、交付税算入の高い有利な地方債を活用されていることにより、財政健全化指標であります実質公債費比率の押し上げはわずかでありまして、財政悪化につながるような比率ではないと考えております。本町の財政状況につきましては、町長も指摘をされておりますが、令和 5 年度決算数値で実質公債費比率は 15.8%であり、さきにも述べましたように、今後 20 年間にわたり公債費償還額がかさむことになります。

加えて、高齢化対策や公共施設の老朽化対策、道路をはじめ、橋脚などの防災強化策など財政負担が想定をされます。中央公民館など商業施設への移転については、負担軽減につながるかどうか検討が始められますが、さらなる行財政改革を推し進め、事業推進に当たりましては、事業の優先取捨選択と遂行による徹底的な見直しを検討されるよう申し上げまして、議案第 19 号 令和 7 年度一般会計予算の賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

居谷君。

○5 番（居谷知範君） ただいま上程となっております議案第 19 号 令和 7 年度京丹波町一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

令和 7 年度一般会計予算は、畠中町政 4 年目の総仕上げ予算として、京丹波町というポテンシャルの極めて高いフィールドを耕し、種をまき、その実を結ぶ年度として 132 億 2,000 万円の過去最大規模となる積極的な予算編成をされたものであります。予算は、これまで町長就任以来、3 本の柱である「健やかで幸せな食の町」、「教育と子育ての町」、「人のふれあいを感じる町」に基づいて編成されてまいりましたが、令和 7 年度は、この基本に忠実に、人件費の上昇や全ての「モノ」、「コト」の物価高騰の中での予算編成であり、限られた予算にあって、困難を極めたことは想像に難くない状況であっても、実を結ぶこと、収穫と成果に力点を置かれた予算編成であると評価するものです。

折しも、本年は、平成 17 年 10 月 11 日の 3 町合併以来、京丹波町誕生 20 周年を迎えます。特に、3 本目の柱である「人のふれあいを感じる町」について、これまで 3 年間で様々な施策を展開されてきましたが、時を合わせるがごとく収穫のときを迎えたということが出来ます。

まず、グリーンランドみずほ管理運営事業では、いよいよ来年度、瑞穂地区のみならず、京丹波町全体の創生に向けた取組を加速させ、持続可能な地域振興拠点とするための道の駅「瑞穂の里・さらびき」の再整備工事に着手されます。コンセプトは、京丹波の深い森へのいざないということであり、本物の食、健康、癒やし、活力を体感できる施設として、未来

にわたって食を体現する本町のランドマークとして、大阪・兵庫方面からの玄関口としての魅力を発信し、町内の周遊に導き、ひいては京丹波町ファンの増大につながる施設となることを切に願うところです。

また、同公園内の宿泊交流拠点施設であるみずほガーデンロッジが客室の改修やコワーキングスペースの設置、また、地域おこし協力隊2名の採用予定を経て、本年9月に約4年ぶりに運用を再開する予定となっています。本町、そしてガーデンロッジでの滞在をきっかけに、新たな交流やビジネスの創出が加速し、スポーツをはじめ、多様な分野の多様な人材の活躍拠点として様々な需要を取り込み、また、需要をつくり出すことにより顧客の満足度と稼働率を高め、何度もリピートしていただけるような、究極的には京丹波におかえりなさいと言えるような施設として、改めて成長することを期待しています。

そして、令和7年度の最大の目玉は、さきにも触れましたとおり、合併20周年記念事業であることは言うまでもありません。既に20周年記念ロゴが発表されていますが、2,000人メッセージボードプロジェクトの始動を皮切りに、カウントダウンイベントや20周年記念式典、食の祭典と全国モンブラン大会など、およそ20ものわくわくするイベントやプログラムが用意される予定と聞いています。京丹波町の歴史の1つの通過点として、未来志向で、引き続きプロモーション戦略を強化し、この先、10年、20年、活力あるまちづくりにつながることを願うものです。

また、今回の当初予算において、地域SDGs活動プラットフォームにおけるデジタル通貨「GREEN PAY」の運用事業が計上されています。既に多くの方がスマホ決済アプリをダウンロードされている現在にあって、いかにメリットや既存アプリと比べた際の優位性を打ち出せるかどうか、町内事業者と利用者を取り込めるかどうか、町の本気度が試されていると言っても過言ではないと思います。町民の生活を物心両面で豊かにし、関係人口の増大を目的に、まちの活性化、持続可能性を高める事業となりますことをお願い申し上げます。

これまで私の賛成討論は、3つ目の柱である「人のふれあいを感じる町」を中心に述べさせていただきましたが、ほかにも、子育てや教育、町民の健やかな生活に向け、評価すべき事業予算は多岐にわたります。全ての事業は貴重な税で賄われていることを念頭に、来年度におきましても、最小の予算で最大の効果を得られますようお願いを申し上げまして、議案第19号 令和7年度京丹波町一般会計予算への賛成討論とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

西山君。

○6番（西山芳明君）　ただいま上程となっております議案第19号　令和7年度京丹波町一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

合併20周年を迎える令和7年度の一般会計予算は、畠中町政任期の締めくくりを目指す予算編成となっております。畠中町長は、ご就任以来、「みんなで元気・希望・笑顔のあふれる京丹波町に」を基本理念といたしまして、「健やかで幸せな食の町」、「教育と子育ての町」、「人のふれあいを感じる町」を3本の柱として、令和4年度は幸せのまちづくりへのスタートアップ予算、令和5年度は幸せのまちづくりへの見える化予算、令和6年度は幸せのまちづくりが芽吹く予算と銘打って、様々な種をまき、そして、新芽を芽吹かせ、いよいよ令和7年度一般会計予算につきましては、それらの事業を結実させるため、過去最高の132億2,000万円と前年比17.7%の大幅増の予算となっております。しかし、その内容は、それぞれ住民ニーズの実現はもとより、デザイン思考を取り入れた町の顔が見える特徴的なまちづくりに向けた事業の推進を目指す姿勢が伝わる予算となっております。

それらの一例を申し上げますと、1本目の柱であります健やかで幸せな食のまちづくり予算につきましては、心も体も健康に暮らせる、その実現の源は食にあるとして、本町の持つ食の魅力を最大限生かしたまちづくりに積極的に取り組むべく、フードバレー推進事業や京丹波栗リファイン事業、丹波くり振興事業等を通じまして、農業、観光、産業が連携した「食の町・京丹波」を推進するための新規事業、また、既存事業の拡充を図り、積極的に推進しようとされております。

とりわけ、栗に関しましては、10月には全国モンブラン大会を本町に誘致するなど、丹波くりの魅力を全国に発信する一大イベントとして大いに期待をするものであります。

また、長年懸案となっておりました畑川ダム周辺整備事業として、丹波くりを活用した農業交流空間の整備を目指した基本設計として1,782万円が計上され、ようやく整備に向けた本格的な取組がスタートします。

2本目の柱であります教育と子育てのまちづくり予算につきましては、まちづくりは人づくりの観点から、町内子どもたちの教育環境の改善に多く予算が振り分けられております。懸案でありました瑞穂放課後児童クラブの「のびのび2組」の瑞穂小学校敷地内への移転新築工事がいよいよ令和7年度着工されますし、町内児童クラブの運営につきまして、民間に委託をすることで、支援員さんの確保、保育時間の延長、長期休暇中の昼食についても対応が可能となるなど、ご利用者のニーズにできるだけ沿う形での事業予算となっております。

また、地域の歴史や文化、伝統芸能などを地域の宝として、八大山城を中心とした現地見学ツアーの開催や、和知の河岸段丘の文化的景観登録や、国指定重要文化財である方丈記の

世界記憶遺産登録に向けた調査研究にも着手するなど、町のアイデンティティを向上するための積極的な取組を行う計画となっております。

3本目の柱であります人のふれあいを感じるまちづくり予算につきましては、道の駅「瑞穂の里・さらびき」は、平成11年に開設以来、26年が経過をし、老朽化が目立つとともに、時代ニーズのずれが生じている現状に鑑み、いよいよ令和7年度に6億7,900万円余りを投じて大規模リニューアルが実現をいたします。当道の駅をリードしてきました軽食コーナーを独立したスペースにして、より広く快適な食空間を設けたり、売店ではチャレンジショップコーナーを設け、新規起業機会の創出など新たな魅力も付加されます。

また、現在休館中のガーデンロッジにつきましても、改装が終了し、宿泊を兼ねた仕事と休暇を融合したワーケーション施設として新たに生まれ変わります。

以上のほかにも多くの新規事業、拡充事業が予算化されておりますが、まさしくこれらの取組を通じて、実を結ぶ予算となっていることを高く評価し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

議案第19号から議案第34号の表決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号 令和7年度京丹波町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することと賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第20号 令和7年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君） それでは、議案第20号 令和7年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

国民健康保険制度は、2018年度の都道府県単位化により、京都府が財政運営の責任主体となりました。京丹波町の国保税は、毎年、府から示される納付金によって決められます。令和7年度の国保加入世帯は、令和6年度と比べ80世帯減少、保険給付費は3,086万5,000円減額となっているのに、京都府への納付金は1,218万5,000円の増額となっております。府が示した算定結果によると、来年度の1人当たりの納付金は府平均で7.5%増、京丹波町では1人当たり9.6%と大幅に引き上げられており、被保険者への保険税額が大幅に増額となります。令和6年度また令和7年度も基金を繰り入れ、国保税は据置きとなりましたが、国保は他の医療保険に比べ負担が重い制度であります。国民健康保険は、国民皆保険の基盤であり、憲法第25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活を医療面から支える極めて重要な制度であります。年金生活者や非正規労働者、フリーランスなどが加入者の主体となり、収入が低く、病気にかかりやすい年代が集中をしていることから、保険税の負担が被用者保険に比べて極めて高いという構造的な問題を抱えています。所得に対する保険税負担は、協会けんぽの2倍となっており、暮らしを圧迫しております。

さらに、今後、人口減に加え、全世代型社会保障改革に基づく被用者保険の適用拡大が推進されることにより、被保険者数はさらに減少し、国保の加入者は高齢世帯や無職世帯などとなり、病気にかかりやすく所得が低い階層が高額な保険税の支払いを強要されることになります。国保は、公的保険の基盤であり、保険税の引下げが求められております。

また、子どもが生まれると保険税が増える、傷病手当金がないなど被用者保険と大きな格差を抱えております。子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険税の減額措置について、対象年齢や軽減割合の拡大、必要となる財政支援を国・府に要望すべきであります。

さらに、国の子ども・子育て支援金制度の創設で、令和8年度から子ども・子育て支援金を医療保険料に上乗せさせるとしており、今でも重い国保税負担がさらに大きくなります。

全国知事会は、1兆円規模の公費負担増によって、協会けんぽ並みに保険料を引き下げるべきと要請してきましたが、住民の暮らしを守るために国庫負担の抜本的増額を求め、高い保険税に苦しむ町民に心を寄せた事業へ転換を求め、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○12番（森田幸子君） ただいま上程の議案第20号 令和7年度京丹波町国民健康保険事

業特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

本事業では１８億３，４５０万円が当初予算に計上され、私たち町民が必要な医療を均等に受けることができる国民皆保険制度を支える基盤となり、地域医療のセーフネットとして役割を果たすべきものとなっています。

令和７年度は、昨年引き続き、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の加入条件の拡充により、被保険者の大幅減少が見込まれる中で、財源不足による被保険者の税負担を考慮して税率は据え置き、財政調整基金からの繰入金を計上されたことを評価するものであります。これからも厳しい事業運営が続いていく中で、引き続き、国保財政安定のための財政支援強化を京都府や国に対して強く求めていると思います。

ただ、このような厳しい状況下の中で、今日まで町民の命と健康を守るためデータヘルス計画による特定健康診査事業の実施など、疾病予防や健康づくりに積極的に取り組んでおり、町民の健康維持増進と医療費の抑制に大きな効果を上げていると確信しています。

今後とも、医療費の適正化をはじめ、国保税収納率の向上による負担と給付のバランスを保ち、将来にわたり安定した国保事業運営が図られることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２０号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２０号 令和７年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数でございます。

よって、議案第２０号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２１号 令和７年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○１０番（東まさ子君） それでは、議案第２１号 令和７年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

昨年、第９期となる令和６年度及び令和７年度の保険料の改定が行われました。第９期保険料は、均等割が５万６，８４０円で、前年度比２，９２０円の増、所得割１０．９５％で

0.49%の増になり、物価高騰の中、暮らしを圧迫しています。高齢者の収入減少は、生活水準の低下や受診抑制にもつながります。また、令和4年10月1日から一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担が2割となりました。この窓口負担の見直しによって、必要な受診が抑制されるという事態が生じないように3年間の配慮措置が取られ、今年の9月30日までの間は、引上げに伴う負担増加額が3,000円までに抑えられていましたが、終了となります。高齢者の暮らし、命、健康を守るために基金の使用をはじめ、あらゆる手だてを取り保険料を引き下げよう、広域連合に求めるとともに、窓口負担の2割化の撤回を国に求めるべきことを求めまして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○11番（松村英樹君） ただいま提案されています議案第21号 令和7年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

この予算は、歳入歳出それぞれ3億2,347万6,000円が計上されております。本会計は、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づき、被保険者から徴収した保険料を広域連合に納付する収支となっております。団塊世代が75歳に達し、75歳以上の高齢者が急増する時代に入っています。本条例は、後期高齢者を対象とした個別診断及び人間ドックの助成も継続され、限られた財源の中で、高齢者の疾病予防や重症化予防に対応する予算となっており、保健予防の対応がしっかりととなっております。

今後においても、高齢者が住み慣れた地域で、心身ともに健康で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の疾病予防や治療、重症化予防や機能回復訓練などの取組を推進され、医療費の適正化と健康寿命の延伸を図っていくことを期待しまして、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号 令和7年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第２１号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２２号 令和７年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○１０番（東まさ子君） それでは、議案第２２号 令和７年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、反対の討論を行います。

介護保険制度は３年に一度改正されます。政府は、２０００年度の制度開始からこれまで利用者の負担を増やし、給付を減らす改悪を重ねています。サービスを利用する際の利用料は原則１割ですが、２割負担、３割負担を導入してきました。第８期事業計画では、保険料を据え置き、続く令和６年度、令和７年度、令和８年度の本町の第９期事業計画では、保険料の基準額を年間７万５００円とし、年間２，９００円の引下げがされましたが、保険料は当初の２倍以上になり限界になっております。介護給付費が増えれば保険料が増える仕組みは困難になっているのではないのでしょうか。国庫負担の増額が必要です。しかし、政府は、利用料の原則２割負担、３割負担の人も拡大する、ケアプランの有料化、福祉用具はレンタルをやめ、買取りにするなどの改悪を進めようとしており、来年の通常国会にかけようとしております。利用者の負担増やサービス削減の計画は撤回し、介護職員の処遇改善や事業所への支援を行い、介護する人も受ける人も大切にされる制度とするよう、国に求めていくことを求めまして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

谷口君。

○８番（谷口勝巳君） ただいま上程されております議案第２２号 令和７年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、賛成の討論を行います。

まずは、今日まで、この事業が的確に運用されてきたことを高く評価いたします。

歳入では、介護保険料は３億４，１００万円となっており、保険料は、令和６年度から所得により１６段階に区分されるなど配慮されており、その額は最低額２万１００円から最高額１６万９，２００円となっており、令和７年度の徴収対象者は５，５３８人であります。

歳出は、保険給付費は２０億２，１００万円となっており、事業内容では、介護保険サービス利用者によるきめ細かな委託サービスをはじめ、地域密着型サービスや施設サービスが実施されています。

また、介護予防事業としては、多岐にわたる事業が行われており、利用者のよりどころとなっております。介護事業利用者はもちろん、家族にとっても介護保険制度が日常生活の大

きな備えとなっており、長寿社会にあって、かけがえのない制度として確立しております。

本町におきましては、65歳以上の高齢者人口は減少傾向にあるものの、高齢化比率は上昇傾向にあり、支え手となる若手層の減少などにより、今後、介護保険制度の安定的な運営がより重要となってきます。

町民みんなが助け合い、この事業が継続的に運営されますことを願い、賛成討論いたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号 令和7年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和7年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号 令和7年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和7年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２４号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２４号 令和７年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第２４号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号 令和７年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２５号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２５号 令和７年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第２５号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号 令和７年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２６号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２６号 令和７年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第２６号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２７号 令和７年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２７号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２７号 令和７年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第２７号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号 令和７年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２８号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２８号 令和７年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第２８号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２９号 令和７年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２９号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２９号 令和７年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第２９号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３０号 令和７年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第３０号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３０号 令和７年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第３０号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３１号 令和７年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第３１号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３１号 令和７年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第３１号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３２号 令和７年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第３２号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３２号 令和７年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第３２号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３３号 令和７年度京丹波町水道事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○９番（山田 均君） ただいま提案されております議案第３３号 令和７年度京丹波町水道事業会計予算に反対の立場から討論を行います。

京丹波町水道事業会計予算は、地方公営企業法に基づく企業会計に移行して９回目の予算として提案されました。本町の水道事業は、旧町から引き継いだもので、和知地域と丹波・

瑞穂地域の2つの水系から取水をしております。丹波・瑞穂地域は、開発団地などで5,000人もの人口が急増し、下山などの工業団地も合わせると大量の水が必要になり、生活用水と工業団地などの事業用水で丹波と瑞穂地域で1万3,723トンの日量が必要になるとして、下山に畑川ダムを建設しました。結果は、開発団地での人口5,000人増は夢物語になり、工業団地も既存の企業から増量要望も聞き取り、正確性に欠けるもので、残ったのはダム建設の住民負担と言えます。結局、ダムを推進した為政者は誰も責任は取らない。結局、加入者である住民にその負担が押しつけられていくことになっています。水源は、畑川ダムに依存するのではなく、既存の施設の維持管理を大事にすべきです。畑川ダムの目的は、洪水調整にすべきです。

あわせて、指摘したいのは、有収率が72.39%、令和5年度3月時点71.44%で、少しは改善されておりますが、やはり有収率というのは80%、90%に改善が必要です。思い切った対策が必要である点も指摘するものです。

当初予算では、ダム関連対策事業として、測量設計監理業務等委託料が本年度は1,782万円が計上されました。ダム周辺整備事業として今年度から栗栽培が計画されましたが、高齢化が進む中、維持管理に必要な予算、人員についても十分な合意と納得が必要です。自然とダム湖畔を生かした事業として、維持管理経費や地元負担をかけない事業とすることを強く求めるものです。

水道事業は、地方公営企業法に基づく企業会計ですが、経営の基本は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定めています。本町は、高齢化が進む高齢化率の高い町です。少子高齢化で独り暮らしや高齢者世帯が増加しています。特に、周辺部はどんどん進んでいます。

現在の基本水量は10トンです。使用しない水量の分まで料金として支払っているのです。しかも水道料金は府下で2番目に高い料金になっています。見直しが必要です。使用水量が5トン以下の戸数が全体の3割以上になっているのです。令和5年3月分の調査です。この状況から見ても、5トンのランクを設けるべきです。もっと独り暮らしや高齢者世帯にも目を向けるべきです。このことを強く求めるものです。

また、水道の開栓・開栓手数料が1回3,000円と、1か月の水道使用料金よりも高い異常な額です。府下の市町村でも特異な料金です。近隣市町と比べても10倍です。府下の市町村で水道料金は2倍、手数料は10倍です。公共料金が非常に高い。これが京丹波町の実態です。若者は町外に転出していきます。移住を推進していますが、公共料金が高くては移住をためらう要因にもなっています。見直しが必要であることを強く指摘するものです。

飲料水は、生活になくてはならないものです。ですから、民間ではなく、自治体が責任を持って給水事業を行っているのです。水道事業は公共事業として住民に必要不可欠なものです。今、進められようとしている水道事業の広域連携や共同化は、民営化に道を開く重大な問題です。水道事業は、水需要の減少、水道施設の老朽化、人材不足など多くの課題がありますが、広域化や民営化では水道事業の課題解決にはなりません。広域化や民営化では、地方自治体の役割を果たすことはできません。

今、世界で水道を民営化した弊害が次々と明らかになっています。民営化は、住民自治体にとって百害あって一利なしのものです。昨年の令和6年度予算の討論でも申し上げましたが、再度この点を指摘して反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○11番（松村英樹君） ただいま提案されています議案第33号 令和7年度水道事業会計予算に賛成の立場から討論を行います。

今年1月28日に埼玉県八潮市で道路が突然陥没し、走行中のトラックが落下する事故が発生し、市民生活にも大きな影響を及ぼしました。事故の原因は、老朽化により腐食した下水道管の中に土砂が流れ込み、地中に空洞ができたためと見られています。下水道の破損による道路の陥没は、全国各地で多発しており、また、下水道管のみならず、上水道管の老朽化も全国的に深刻な状況で、道路の陥没や広域的な断水がいつどこで発生するか分からない状況であることから、老朽化対策は喫緊の課題となっております。

水道事業は、住民の皆さんの生活を支える必要不可欠のライフラインであり、将来にわたっていつでも安全で安心な水道水を利用できることが重要であります。

職員の皆様におかれましては、平日や休日、昼夜を問わず、安心安全な水道水の供給及び施設の点検や修理のために日夜ご尽力いただいておりますこと、心から敬意と感謝を申し上げます。

令和7年度水道事業会計予算におきましては、2020年に策定されました10年計画の水道ビジョン2020において、基本方針である持続・安全・強靱の3つの観点から水道事業を継続するため、近年、頻発化または激甚化している自然災害に強い水道施設とすべき、耐震化や老朽化対策を図るとともに、安心安全な水道水の供給の確保や水質管理の徹底、水道施設の維持管理や防災・減災対策などが計画的、中長期的な視点で盛り込まれております。

今回の予算化された収益的収入10億7,453万2,000円及び収益的支出10億7,221万3,000円の令和7年度予算について評価いたします。

水道事業が将来にわたり安定的な公益事業として持続可能な事業を継続するため、持続・安全・強靱の観点から地域性を踏まえ、実情に即した取組を実施し、効率的な水道事業予算となることを期待しまして、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第３３号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３３号 令和７年度京丹波町水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第３３号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３４号 令和７年度京丹波町下水道事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第３４号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３４号 令和７年度京丹波町下水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第３４号は、委員長報告のとおり可決されました。

会議の途中ですが、これより暫時休憩に入りたいと考えます。再開は１時１０分といたします。

休憩 午前１１時５３分

再開 午後 １時１０分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第 39、議案第 35 号 令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 7 号）》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第 39、議案第 35 号 令和 6 年度京丹波町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1 番（山崎裕二君） 事項別明細書 9 ページ、10 ページをお願いいたします。

歳入で 2 点聞きます。

まず、9 ページ、10 ページの 12 款の地方交付税、1 項、地方交付税、1 目、地方交付税の特別交付税なんですけど、先週の金曜日に交付決定があつて、今日振り込まれるのかなという状況にあるかと思うんですけど、令和 6 年度の 12 月分と合わせた合計額は幾らになったのか教えていただきたい。

もう 1 点、19 ページ、20 ページ、企業版ふるさと応援寄附金となっておりますが、ふるさと応援寄附金の額が直近で分かる範囲で幾らになっているのか。この 2 点について答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） まず、1 点目の特別交付税の決定額についてでございますけども、12 月交付分につきまして 2 億 9,158 万 7,000 円ということになってます。3 月の交付額につきましては 3 月 21 日に交付決定がありまして、その金額が 3 億 9,916 万 9,000 円ということになってます。それを合計しますと 6 億 9,075 万 6,000 円、前年度比較しますと 1,398 万 5,000 円、2.1%の増ということになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） ふるさと応援寄附金の現状を申し上げたいと思います。昨日時点で 4 億 274 万 7,000 円となつてございまして、史上初めて 4 億円台に乗ってきたということでございます。精緻な最終着地見込みは 4 億 1,000 万円弱というふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 私もちょっとお尋ねしておきたいと思います。

歳入の関係です。6ページで、今回、町税の関係で、町民税個人等が2, 317万2, 000円増になっておるんですけども、当初見込みとの差といいますか違い、増えた理由というのはどういように見ておられるのかを伺っておきたいと思います。

あわせて、固定資産税の関係についても4, 498万円の増になっております。特に、償却資産については3, 656万2, 000円ということで大幅増になっておるんですけども、どういう理由で増になっておるのか伺っておきたいと思います。

あわせて、8ページでございます。地方消費税交付金について、お尋ねしておきます。地方消費税交付金と地方消費税交付金（社会保障財源化分）と合わせますと2, 701万9, 000円ということになってますので、当初見込みからの増の理由というのをお尋ねしておきたいと思います。

それから、今もお尋ねがあったんですが、10ページの交付税の関係です。普通交付税については1億2, 447万1, 000円という増になっておるんですけども、当初からそういう想定をされて予算計上されておったのかどうかということもあるんですけども、1億2, 400万円余りの増というのは、当初見込みとの差といいますか、その点について伺っておきます。

12ページの児童福祉費補助金の関係です。子ども・子育て支援交付金が598万3, 000円増になっておるわけですけども、この増の内容を伺っておきたいと思います。

あわせて、12ページの商工費補助金で、サステナブルな観光コンテンツの高度化モデル事業補助金というのが1, 194万6, 000円ということで、既決予算が全額減になっておるんですけども、この減の理由というのはどういうことなのか伺っておきたいと思います。

18ページでございますが、農林水産施設災害復旧費府補助金で2, 378万4, 000円の増になっております。災害復旧の対象というのはどういうもので何件か伺っていききたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） それでは、1点目、2点目につきまして、私のほうからお答えいたします。

まず、個人住民税につきましては、当初予算につきましては通常どおり上げてたんですけども、令和6年6月に補正予算としまして、定額減税で5, 000万円を一旦落としております。その際には、あくまで申告後の個人住民税が確定前でしたので、概算で5, 000万

円落としたんですが、6月時点の概算で4,200万円ほどが最終的には定額減税になったという見込みで、最終調整で今回2,300万円ほどが増額になったということでございます。

続きまして、固定資産税です。固定資産税につきましては、全体で4,500万円余りが増額になっておりますが、特に、償却資産につきましては、毎年その年の1月中の申告によりまして、課税標準額が最終的に確定するということです。令和5年中に施設の整備等がされたことによって、償却資産等が増加になったというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） それでは、私からは、8ページの地方消費税交付金の関係をまずお答えをさせていただきます。これにつきましては、令和7年2月12日に交付決定がございましたので、その分の差額分、地方消費税交付金でありましたら1,351万8,000円を、社会保障財源分については1,350万1,000円を増額させていただいたものでございます。

次に、普通交付税の関係でございますけれども、当初予算におきましては44億円で計上しておりました。普通交付税につきましては7月に交付決定がございますので、その部分が44億1,726万円ということで、9月の補正でも予算計上させていただいております。今回の分につきましては国の税収の増によりまして、12月に追加交付をされておりますので、その分を今回計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君） 12ページの児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金の増額の理由でございますが、この交付金につきましてはファミリー・サポート・センター事業や子育て支援センター事業、また、こども家庭センター事業に係る補助金でありまして、国のほうから3分の1補助があります。

増額した理由につきましては、当初見込んでおりませんでした人件費分なんですけれども、子育て支援センターの人件費分、それからこども家庭センターの人件費について、今回増額するものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 事項別明細書12ページでございます。観光庁の事業でござ

いますサステナブルな観光コンテンツの高度化モデル事業補助金としまして、6月補正予算で上程をさせていただきまして、ご承認いただきましたが、観光庁への申請に対しまして全額不採択という結果になったものでございまして、皆減という予算計上としているところでございます。

歳出充当事業につきましては、商工費、観光費の中にあります想いでつながるコミュニティ推進事業というところで、教育観光プログラムという形で、香港理工大学の学生たちが本町を訪れるという事業に充当するということになっておりましたが、国庫補助金が不採択ということでございましたので、歳出事業につきましても事業費を圧縮をいたしまして、単費で実施をしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 私からは、18ページの農林水産施設災害復旧補助金2,378万4,000円について説明させていただきます。件数につきましては1件でございまして、その詳細につきましては、昨年、令和6年の11月1日から2日にかけて発生いたしました11月豪雨災害によりまして、広瀬地内にあります農業用水路を保護してますのり面が崩落して、その用水路自体危険になってまして、営農に支障を来しているというような状況でございまして、その概要につきましては、復旧延長は28.2メートル、復旧工法としては用水路の付替え25.2メートル、のり面を保護いたしますブロック積み工が123.8平米、のり面保護としまして植生マットの保護工が272.5平米というような概要となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） 歳出の関係でお尋ねをしておきたいと思います。

1点は、32ページでございます。民生費で社協職員設置事業ということで639万1,000円の減になっておるんですけども、職員の減だと思うんですけども、職員の補充はなかったのかどうか。社協のことではありますが、1点伺っておきたいと思います。

同じく、障害者自立支援事業の障害者自立支援給付費が増になっておるわけでございますけども、増の理由というのは何なのかお尋ねしておきたいと思います。

それから、36ページの関係でございます。衛生費で、1点は、委託料で検査検診委託料というのが469万8,000円の減になっております。この減の理由というのはどういう

ことなのかお尋ねしておきます。

あわせて、予防接種事業であります。これも委託料であります。1,890万1,000円の減になっております。どういう理由で多額の当初予定していた委託が減になったのか伺っておきたいというように思います。

38ページでございます。農業振興費でございます。負担金、補助及び交付金の中で、集落連携100ヘクタール事業というのがあるんですが、収益力強化整備事業補助金というのが478万3,000円の減になっております。事業実施を見送るということだったと思うんですけども、具体的にはどういう事業であって、どういう理由で事業を見送ったのか。令和7年度で実施するというこの見送りなのか。事業そのものを見送ったということなのか伺っておきたいと思います。

46ページの教育費の関係で、小学校費で、小学校一般管理事業ということで250万円減になっておるんですけども、小学校の設備改修工事ということで、減の理由は、入札減なのか、工事の内容が変わったのかお尋ねしておきたいと思います。

48ページの災害復旧工事の関係なんです。2,395万2,000円の災害復旧工事費になっております。補助率とか工事の内容について伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 私から1点目と2点目、お答えをさせていただきます。

社協職員設置事業の状況でございますが、当初、正職員6名と嘱託職員4名の積算でございましたが、人事異動の結果、正職員5名と嘱託職員2名となったことが減額の原因でございます。

2点目の障害者自立支援事業でございますが、これにつきましては12月にも補正をお世話になったところでございますけれども、給付費の見込み方としまして、月当たりの給付額の推移で推計をすることになります。イレギュラーな月も出てまいります。本年度11月の受付分で月遅れや過誤の請求が集中いたしまして、12月の補正時点でこのイレギュラーな動きが把握できなかったため、このたびの補正の原因となりました。

社協の人事異動による減の補充の状況はないものと思われま。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西野健康推進課長。

○健康推進課長（西野菜保子君） 保健事業費、36ページのその他健診の事業費の委託料でございます。これにつきましては基本健診の分でございます。がん検診に係る部分で、当初

２２２人を見込んでおりました。結果としまして２０１人ということで、実績に基づきまして減額をさせていただいたものでございます。

それから、予防接種事業の分で委託料でございます。新型コロナワクチンの接種委託料を当初２，５３０人を見込んでおりましたが、思いのほか伸びずにおりまして、９８０人に見込み数を落として、当初４５％の接種率を見込んでおりましたが、１３％の接種率に終わったということでございます。それに基づきまして、今回減額とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 私からは、集落連携１００ヘクタール事業でございますけれども、これにつきましては機械施設整備で、１件でございます。この事業の制度の内容で地域の関係者の合意が必要ということでございまして、地域内の調整が今年度至らなかったということで、今年度、事業見送りというようなこととなりました。今後、計画についてはまた調整というようなことで、現在まだ予定はございません。

続きまして、災害復旧工事でございます。先ほど山田議員から歳入の質問でいただきました箇所１件分でございます。歳入と歳出の差でございますけれども、一部地元負担金に伴いますので、その差は地元負担金となってございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） 小学校設備改修工事でございますけれども、丹波ひかり小学校のＬＥＤ工事が完了いたしましたので、工事費の精査を行った結果でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第３５号を採決します。

議案第３５号 令和６年度京丹波町一般会計補正予算（第７号）を原案のとおり決すること
に賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第３５号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４０、議案第３６号 令和６年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第４０、議案第３６号 令和６年度京丹波町国民健康保険
事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○９番（山田 均君） 歳入の６ページでお尋ねしておきます。国民健康保険財政調整基金繰
入金ということで、２，０６８万円の減になっておるわけでございますけども、基金そのも
のはこの減を含めて、今残高としては幾らになるのかお尋ねをしておきます。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 基金の残高でございますけども、今回の補正を考慮いたしまして、
約２億９，９６０万円ということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第３６号を採決します。

議案第３６号 令和６年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を原案

のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第37号 令和6年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第41、議案第37号 令和6年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 歳出の8ページでございます。委託料及び負担金、補助及び交付金のところで、健康診査等事業ということで健診委託料13万円の減、人間ドック助成金が20万8,000円の減になっております。当初の見込みと受診者が減ったということかもしれませんが、見込みとの差について、また要因が何かあるのであれば、併せてお尋ねしておきます。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 8ページの健診委託料と人間ドック助成金の関係でございます。まず、健診委託料でございますけれども、これにつきましては個別健診に係る部分でございます。当初15人を見込んでおりましたけれども、全くございませんでしたので、全て減額をさせていただくということでございます。

続きまして、人間ドック助成金でございますけれども、当初、110人を見込んでおりました。今回、3月補正で107人を見込んでおりますが、これもいろいろオプション等の関係もございますので、そういう精査をさせていただいて20万8,000円の減額ということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

議案第37号 令和6年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第38号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第42、議案第38号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 歳入の関係で1点伺っておきます。

6ページでございますが、国庫支出金で、介護給付費負担金ということで現年度分1,654万円の増になっております。当初の見込みとの差はどういうところで増額になったのかということを伺っておきたいと思います。

それとの関係かと思うんですが、支払基金交付金の現年度分で1,495万7,000円の減になっております。国の支出金と関連があるのであれば、併せて伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） まず、国庫負担金でございますが、こちらにつきましては算出方法が過去の給付実績に基づいて交付申請を行うこととなっておりまして、そういった関係で実際の給付費の動きとは違う動きをする場合がございます。そういった関係で増額とな

っております。

また、支払基金交付金の減額ですが、こちらにつきましても、給付費の支給状況によりまして自動的に交付申請額を計算する方式となっております。また、減額の要因となっております。それぞれ翌年度に精算という方法がございますので、そういった形になってくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

議案第38号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第39号 令和6年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第43、議案第39号 令和6年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、バス購入費の減額ということですが、GREEN GREENのバスが走り出した時期はいつからなのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 納車がございました２月の中旬でございますけども、そこから再度点検をいたしまして、運行をいたしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第３９号を採決します。

議案第３９号 令和６年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第３号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第３９号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４４、議案第４０号 令和６年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第１号）》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第４４、議案第４０号 令和６年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第４０号を採決します。

議案第４０号 令和６年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第４０号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４５、議案第４１号 令和６年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第１号）》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第４５、議案第４１号 令和６年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第４１号を採決します。

議案第４１号 令和６年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第４１号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４６、議案第４２号 令和６年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第１号）》

○議長（梅原好範君） 日程第４６、議案第４２号 令和６年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第４２号を採決します。

議案第４２号 令和６年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第４２号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４７、議案第４３号 令和６年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第１号）》

○議長（梅原好範君） 日程第４７、議案第４３号 令和６年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

議案第43号 令和6年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

《日程第48、議案第44号 令和6年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第48、議案第44号 令和6年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 資本的収入、また資本的支出の関係でお尋ねしておきます。

1点目は、資本的収入で補助金の関係です。府補助金で286万円の減になっております。説明では医療施設等設備整備費補助金ということになっておりますが、減の理由というのはどういう理由で減になったのか。

それから、資本的支出の関係で、器械備品購入費3,498万円の減になっております。説明では入札残等の精査ということになっておるんですけども、この場合には電子カルテという説明があったと思うんですけども、何社による入札で、結果として3,498万円の予定価格より減になったということかと思うんですけども、その点について伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 1点目の府補助金の減についてでございますが、予定をしておりました可搬性手術用顕微鏡の購入を見送ったため、補助金の申請をしなかったというものでございます。本機器につきましては、診療報酬の増収を見込んで当初予算に計上しておりましたが、令和6年度の診療報酬改定により、当該機器を導入しなくても診療報酬が算定できることとなったことによりまして、費用対効果等の観点から購入を見送ったものでございます。

2点目の病院の器械備品購入費の減の関係でございまして、電子カルテシステムの関係でございまして、随意契約でございまして、

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

東君。

○10番（東まさ子君） 収益的収入の2ページ、医業収益マイナス92万8,000円というところで上がっておりますけれども、マイナ保険証の利用状況によって医療費の関係が加算されるというか、診療報酬に加算されるということは京丹波町病院ではあるのかないのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） マイナ保険証の利用によりまして、診療報酬の加算がございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 10円とか20円とかいろいろあるようでございますけれども、京丹波町病院では、どんな状況でありますか。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 細かな数字については手元に資料がございませんが、何十円かのレベルの加算となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

議案第44号 令和6年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第４４号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４９、議案第４５号 令和６年度京丹波町水道事業会計補正予算（第３号）》

○議長（梅原好範君） 日程第４９、議案第４５号 令和６年度京丹波町水道事業会計補正予算（第３号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第４５号を採決します。

議案第４５号 令和６年度京丹波町水道事業会計補正予算（第３号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第４５号は、原案のとおり可決されました。

《日程第５０、議案第４６号 令和６年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第４号）》

○議長（梅原好範君） 日程第５０、議案第４６号 令和６年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第４号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○９番（山田 均君） 収益的収入及び支出のところの１ページでございます。支出の中で、営業費用で処理場費というのが１，０３０万１，０００円の増になっておるんですけども、

具体的に増の理由というのをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） 処理場費での増額の理由でございますけども、まず、光熱水費の増額ということで、こちらで７８０万円程度お願いをしております。あと、委託料のほうで汚泥の脱水業務、こちらの実績に応じて精査をしていくんですけども、不足すると思われる額３１０万円程度の増額をさせていただいております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第４６号を採決します。

議案第４６号 令和６年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第４号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第４６号は、原案のとおり可決されました。

《日程第５１、発委第１号 京丹波町議会基本条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第５１、発委第１号 京丹波町議会基本条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

西山議会運営委員長。

○議会運営委員長（西山芳明君） それでは、発委第１号 京丹波町議会基本条例の制定についてを上程させていただきます。

提案理由といたしましては、社会情勢の変化等を勘案し、現行条例の全部を改正するもの

でございます。

次に、趣旨説明を申し上げます。

およそ半年間にわたりまして、全員協議会で、全議員によりまして検討を重ねてまいりました内容に基づき、本条例を全部改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、第3条に災害時の対応を、また、第5条に議員事務室の設置を新たに定めるほか、第19条第3項におきまして、本条例の見直しについて定めるものでございます。そのほか所要の文言の整理を行っております。

以上、趣旨説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第1号を採決します。

発委第1号 京丹波町議会基本条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって発委第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第52、発委第2号 京丹波町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第52、発委第2号 京丹波町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

西山議会運営委員長。

○議会運営委員長（西山芳明君） それでは、発委第2号 京丹波町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案を申し上げます。

まず、提案理由といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、趣旨説明につきまして、改正内容といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部改正に伴う条項ずれを改正するほか、所要の文言の整理を行うものでございます。

また、先ほど議決されました議案第3号 京丹波町情報公開条例等の一部改正に伴いまして、第46条に規定する審査会の名称を改めるなど所要の改正を行うものでございます。

以上、趣旨説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第2号を採決します。

発委第2号 京丹波町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 5 3、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第 5 3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会及び各常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和 7 年第 1 回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 1 0 分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 松村英樹

〃 署名議員 森田幸子